

吉野復興大臣福島県訪問ぶら下がり会見録
(平成29年5月21日(日) 16:10~16:20 於) 双葉町役場いわき事務所)

1. 発言要旨

本日は福島市にございます、ふくしま連携復興センターを訪問してまいりました。ここは福島県以外のところに全国に26か所の拠点、よろず相談所と言うのですけれども、全ての自主避難者をも含めて、いろいろな相談をするところがございます。そこの取りまとめをしている、そして支援者の人材育成、教育もしているところがございます。本当に最前線で被災者、個人個人のいろいろな相談事に対応しているところで、t o i r oというネーミングで、福島十色、十人十色ということわざがあるように、人それぞれ違うんだという、そのネーミングもおもしろいなと思って、考えているなという、そんな思いをしたところです。私にとっては、一番大事な被災者と面と向かって対応している、支援をしている取りまとめのセンターなので、本当に私にとっても勉強になったところがございます。

次に、川俣町の山木屋の公民館に行つてまいりました。佐藤町長さんとのお話の中で、やっぱり農業再開を早急にしたいということで、除染した残土を仮置場に置いてあります。その仮置場の残土を早急に中間貯蔵施設の方に運んでほしい、そして農地、長らく置いていたものですから、排水路とか、畦畔とか、そういうのが壊れておりますので、そういうところも早急に直してほしいという要請を受けたところです。

114号の交通止めもございまして、やはり中通りから浜の方に抜ける道路、今は115号1本でありますので、114号も通れるようにしてほしいという要望を受けたところです。

それから、檜葉町に行つてまいりました。檜葉町では、教育、そして、農業、これを檜葉町のこれからの基本の政策としたいというお話を町長の方から承つてまいりました。そして、リリー園という特養(特別養護老人ホーム)がございますけれども、今、定員いっぱいにならないんです。というのは、スタッフが不足していますので、スタッフの数だけしか利用者を入れることができないという、そういうことがございますので、その人材確保、そして今、20人くらい、入りたいと言っても、入れないお年寄りの方々がいるそうですので、そんなところもお話を伺ってきたところです。

次に広野町に行つてまいりました。広野町も未来学園の子供たちが来春卒業を迎えるということで、高等教育機関、早稲田大学と

か高専、東日本国際大学とかと連携を取りながら、ある意味の教育の町をつくりたいというお話も伺ってまいりました。また、防災拠点、イノベーション・コースト構想、産業の生業の再生などもお話を伺ってきたところです。

最後に双葉町、ここに来たわけですが、19日から福島特措法が施行されておりますが、復興拠点のエリアをどう決めていくかということが、一番の関心事でございますので、町長さん、議長さんの方からもきちんと双葉町の要望というものを聞いてほしいという要請がございました。今、基本方針をつくっております。基本方針が大体、6月の末ごろまでにはでき上がると思っております。この基本方針の中で、5年以内にきちんと除染ができて、復興ができるかという細目のものが書かれる予定になっております。それができて、これから町とその基準で、25日の日に双葉の議会に役所の方から説明があろうかと思っておりますけれども、細かいところはそちらの説明の中できちんとお話をしていきたいと思っております。

以上です。

2. 質疑応答

(問) 大臣就任から今週でもう1か月というふうになると思うんですが、1か月を振り返ってみて、どのようにお感じになられているでしょうか。

(答) 就任からもう1か月近く、被災地をずっとめぐっております。そして国会にあっては、予算委員会から復興特別委員会から、衆参質問攻めを受けておりました。あつという間の1か月でございます。ただ、いろいろな質問の中で、復興大臣としての決意はどこにあるんだというお話をたびたび質問をされています。私は、支援を必要としている、被災している被災者がいれば、最後の一人まできちんと支援をしていく。これが吉野復興大臣としての決意であると、こんなことを申し述べてきました。あつという間の1か月でした。被災地を全部めぐっておりませんので、これからも土日を使って、来週も再来週も行くと思っております。

(問) 双葉町に関してお聞きします。今回、この夏にでも復興拠点に関して計画を策定して、認定を受けて、5年以内を目途として。やっぱり双葉町は復興に関しては時間がかかると思っています。帰還困難区域の全ての除染を求めていると思っておりますけれども、この双葉町に関しては、やはり最後まで町の要望の実現に向けて取り組んでいくという姿勢と違ってよろしいですか。

(答) 私は双葉町を見ていると、文化があるんです。各コミュニティで、神楽にしても、お面や踊りも違うんです。各地域、地域です。

このように、この文化をつくったのは、1,000年、2,000年という時間がかかっているんです。ここを困難区域だから、もう永久に封鎖する、除染もしない、立入りもしない、とんでもない話です。だから、私は6次提言の中で、困難区域といえども、長い時間はかかるかもしれないけれども、必ず解除するという決意、まだ決意の段階です。この決意を6次提言の中に書かせていただきました。私の思いです。その決意が、閣議決定されています。そして、今度の改正特措法の中でも基本方針の中にきちんと書かせていただきます。長い年月はかかるかもしれませんが、でも、文化を育んだふるさとを、今のビーバイシー（b by c）、金かけて除染して、何が返ってくるんだという意見もあります。あるんです。そういう意見もあることを踏まえながらも、必ず私たちが解除していくという決意を閣議決定し、今度の基本方針の中にも書かせていただきました。

(問) 今日の川俣の方でのお話であった114号線の通行止めの解除なんですけれども、もし時期として、目標時期でも結構ですので、あれば、そちらを1点と、防犯上の理由などもあって、浪江町の住民の理解を得ていくことが重要だと思うんですけれども、そういったものをどういうふうに考えているのかというのが2点目、あと最後なんですけれども、浪江町の津島復興拠点ということで、交流人口であったり、住民の往来ということで非常に大事かと思うんですけれども、そういった重要性をどういうふうに考えているか、その3点をすみません。

(答) 通行可能な時期はこれからですので、これからやっていきたいと思えます。ただ、一番はやっぱり津島地区の防犯上の理由というのがございます。そこは一人一人説得して、お話しして、津島地区の皆様方のご理解、これを得ていかないといけないと思えますので、これは浪江の町長さんと川俣の町長さん、いろいろお話し合いをしているそうですので、復興庁としてはそこを見守っていきたいと思っています。

(以 上)